住宅などの地震対策を活用しましょう

問 建築課（☎62-1021） ID 1007245

平成30年に発生した大阪府北部地震をはじめ近年、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が報告されています。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工）が大きな割合を占め、耐震性が不十分であることが、心配されています。そこで、市の補助制度を活用して、住宅などの耐震化を進めてください。

補助金の交付を受けるには、契約および工事着手前に申請手続が必要です。

木造住宅

無料 耐震診断

補助制度の利用には、必須の診断です。

対 次の全てに該当する建物

▶昭和56年5月31日以前に着工された木造で、平屋または2階建ての建物

▶建物の用途が戸建住宅・併用住宅*1・長屋・共同住宅であること

▶現在、居住している建物

*1 住宅以外の部分が2分の1未満であること

耐震改修費補助

対 診断値を次のようにする改修工事

▶0.7未満→1.0以上

▶0.7以上1.0未満→0.3以上加算

▶1.0以上1.5未満→1.5以上

補助金額

●耐震改修費で上限120万円

●避難道路沿道の場合上限140万円

段階的耐震改修費補助

①全体改修

対 診断値が0.4以下の建物を2段階で1.0以上にする改修工事

1段階目 0.7以上1.0未満

2段階目 1.0以上

②階別改修

対 診断値が1.0以下の建物を1段階目で1階部分、2段階目で建物全体を改修する工事

1段階目 1階を1.0以上

2段階目 建物全体で1.0以上かつ1段階目後の値に0.3以上加算

①・②補助金額 **耐震改修費で1・2段階とも上限60万円**

簡易耐震改修補助

対 診断値が0.7未満の建物を0.7以上1.0未満にする改修工事

補助金額

耐震改修費で上限30万円

取壊し工事費補助

対 診断値が1.0未満の建物を全て取壊す工事

補助金額

取壊し費用で上限20万円

耐震シェルター設置費補助

対 診断値が1.0未満の建物で障害者または65歳以上が使用するもの

補助金額

耐震シェルター設置費用で上限30万円

非木造住宅

耐震診断費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

戸建住宅

対象経費の3分の2（上限86,000円）

避難道路沿道の場合、上限10万円

共同住宅など

対象経費の3分の2（上限120万円）

避難道路沿道の場合、上限140万円

耐震改修費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅（1,000m²未満または地上2階以下）

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

対象経費の5分の4（上限500万円）

避難道路沿道の場合、上限600万円

緊急輸送道路等沿道建築物

耐震診断費補助

対 次の全てに該当するもの

▶昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物

▶規定の高さを超えるもの

補助金額

対象経費の3分の2（上限180万円）

耐震改修費等補助

対 次の全てに該当するもの

▶昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物

▶規定の高さを超えるもの

▶耐震改修工事または除却

補助金額

対象経費の5分の2（上限1892万円）

第一次緊急輸送道路の場合、

対象経費の3分の2

ブロック塀等撤去工事費補助

対 道路および公共施設の敷地に面する、高さが道路から1m以上のブロック塀*2などを撤去する工事

*2 コンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの

補助金額

撤去費用と塀の長さ(m)×1万円のうち、少ない方の額×2分の1（上限10万円）

通学路または緊急輸送道路等沿道の場合、少ない方の額×4分の3（上限15万円）

ID 7桁の番号を市HPトップページ「ページID検索」に入力すると関連ページが見られます。